

第5編 給与(大月都留広域事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例)

○大月都留広域事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例

(平成25年7月30日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における職員の給与の支給額を減額するため、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年大月都留広域事務組合条例第6号。以下「職員給与条例」という。)等の特例を定めるものとする。

(職員給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、職員給与条例第7条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年大月都留広域事務組合条例第1号)附則第7項の規定による給料を含み、当該職員が職員給与条例附則第10項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(同項の規定による給料を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表(一)	2級以下	100分の2.5
	3級から6級まで	100分の4.1
	7級以上	100分の5.2
行政職給料表(二)	1級から3級まで	100分の2.5
	4級以上	100分の4.1

2 特例期間においては、職員給与条例に基づき支給される給与のうち職員給与条例第40条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 職員給与条例第40条第1項 前項に定める額

(2) 職員給与条例第40条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 職員給与条例第40条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、職員給与条例第5条、第30条から第32条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第36条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給与月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年大月都留広域事務組合条例第1号)第19条の規定の適用については、同条中「同条第36条」とあるのは、「大月都留広域事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年大月都留広域

事務組合条例第 1 号)第 2 条第 3 項」とする。

(大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第 4 条 特例期間においては、大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年大月都留広域事務組合条例第 5 号)第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同条例第 36 条」とあるのは、「大月都留広域事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例(平成 25 年大月都留広域事務組合条例第 1 号)第 2 条第 3 項」とする。

(端数計算)

第 5 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。